

地主・経営者のための
情報マガジン

4

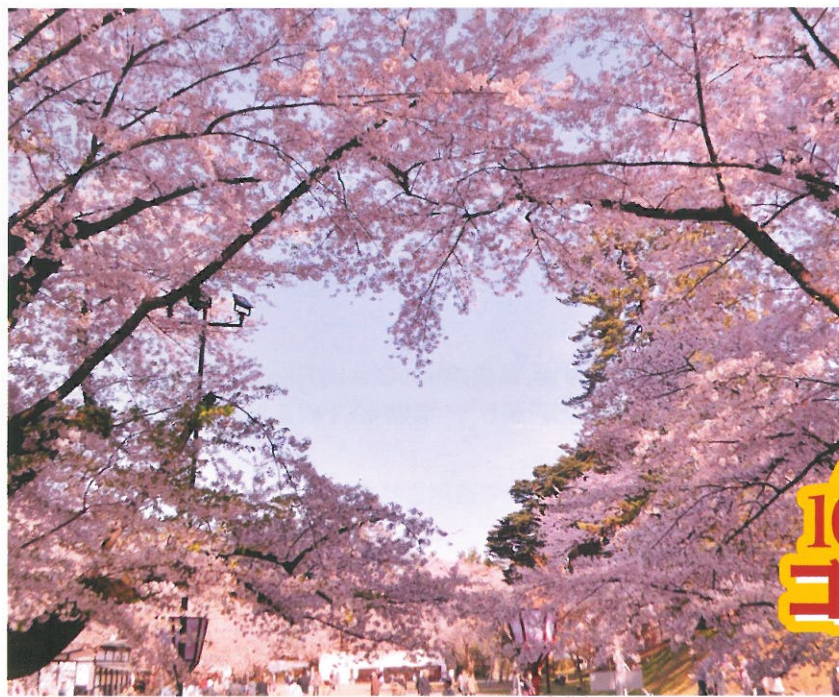
April

Agri Times

あぐりタイムズ / 2018 vol.153

平成30年度

税制改正大綱の概要【前編】



弘前さくらびやしり

営業職に
大いに役立つ!

100切り!
ゴルフ予備校

事業用建更の
満期受取の取り扱い

CM
絶賛
放送中!

ラ・ラ・ラ
ランドマ〜ク♪



テレビCM

サンデーモーニング
めざましテレビ
めざましどようび
THE NEWS α
「時事放談」枠

ラジオCM

FMヨコハマ

平成30年度 税制改正大綱の概要【前編】

昨年末、平成30年度税制改正大綱が発表されました。
今号では所得税の改正項目を見てまいりましょう。

今回は加藤が
お伝えします!



個人所得課税の所得控除等

1. 各種控除の見直し

1. 給与所得控除

- ① 給与所得控除額を一律10万円引き下げます。
- ② 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額を850万円、その上限額を195万円に引き下げます。(改正前:控除の上限額が適用される給与等の収入金額は1,000万円超で、その上限額220万円。)

2. 公的年金等控除額

- ① 公的年金等控除額を一律10万円引き下げます。
- ② 公的年金等控除額に上限額が創設され、公的年金等収入が1,000万円を超える場合は、上限額の195.5万円が適用されます。
- ③ なお、「公的年金等に係る雑所得」以外の合計所得金額^{※1}が1,000万円超から2,000万円以下の場合
は見直し後の控除額を10万円引き下げ、2,000万円超の場合は見直し後の控除額を20万円引き下げます。

3. 基礎控除

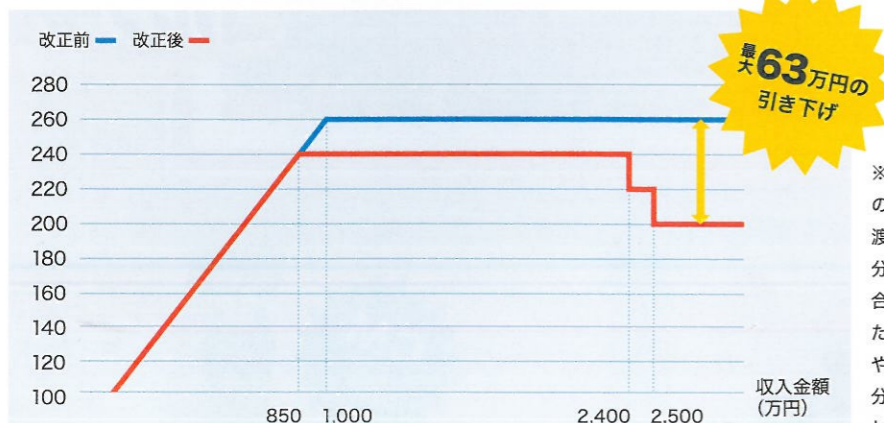
- ① 基礎控除額を一律10万円引き上げ48万円とします。
- ② ただし合計所得金額2,400万円超から2,450万円以下の基礎控除額は32万円、同2,450万円超から2,500万円以下は16万円と段階的に下がり、2,500万円超で基礎控除適用なし(0円)とします。

【留意】

・給与所得控除の額は10万円引き下げられますが、基礎控除の額は10万円引き上げられるため、給与収入850万円以下の場合には税負担は変わりません。850万円超(2)を除く)で税負担が増加します。一定の事業所得者や不動産所得者は減税となります。

・これらの改正は平成32年分以後の所得税について適用されます。

◆控除額(基礎控除+給与所得控除等)の比較



※1 合計所得金額とは、各種所得の金額を、所定の手順で合計した金額であり、総合課税(長期譲渡所得と一時所得については1/2後の金額)と分離課税の金額(特別控除の適用を受ける場合はその特別控除の控除前の金額)を合計した金額のことです。過年度の損失の繰越控除や所得控除をする前の金額をいいます。(源泉分離の預貯金利子や、特定口座で申告不要とした有価証券の譲渡所得金額は含まない)

また個人住民税に於いても同様の趣旨の改正があり平成33年度分以後について適用されます。

2. 所得金額調整控除の創設

今回の税制改正で、給与所得控除額が減額改正されますが、23歳未満の扶養親族や特別障害者がいる給与収入者については、実質的に対象から外すために、所得金額調整控除を創設し、年末調整において適用できることとします。

3. 青色申告特別控除の見直し

取引を正規の簿記の原則に従って記録している個人事業主が受けられる青色申告特別控除の控除額を現行の65万円から55万円に引き下げます。ただし、電子申告(e-Tax)を実施するか、帳簿を電磁的記録の備付け及び保存を行っているかのいずれかの場合には、従来通りの65万円の控除額となります。

4. 所得給与所得控除引き下げ及び基礎控除引き上げに伴う調整

下記の各種所得控除等の対象者の「合計所得金額要件」を調整します。この結果、配偶者や親族の所得が給与所得のみの場合、影響はありません。

対象	合計所得金額要件(改正後)	同左(改正前)
同一生計配偶者及び扶養親族	48万円以下 [※]	38万円以下
源泉控除対象配偶者	95万円以下	85万円以下
配偶者特別控除の対象となる配偶者	48万円超133万円以下	38万円超123万円以下
勤労学生	75万円以下	65万円以下

※ 給与所得のみの場合、給与収入が103万円以下であり、改正前と変更なし

根拠：改正前 給与所得控除65万円+合計所得金額要件38万円=103万円
改正後 給与所得控除55万円+合計所得金額要件48万円=103万円

【留意】

配偶者や親族が給与所得者以外の場合は、控除を受けるための所得制限額が10万円拡大します。

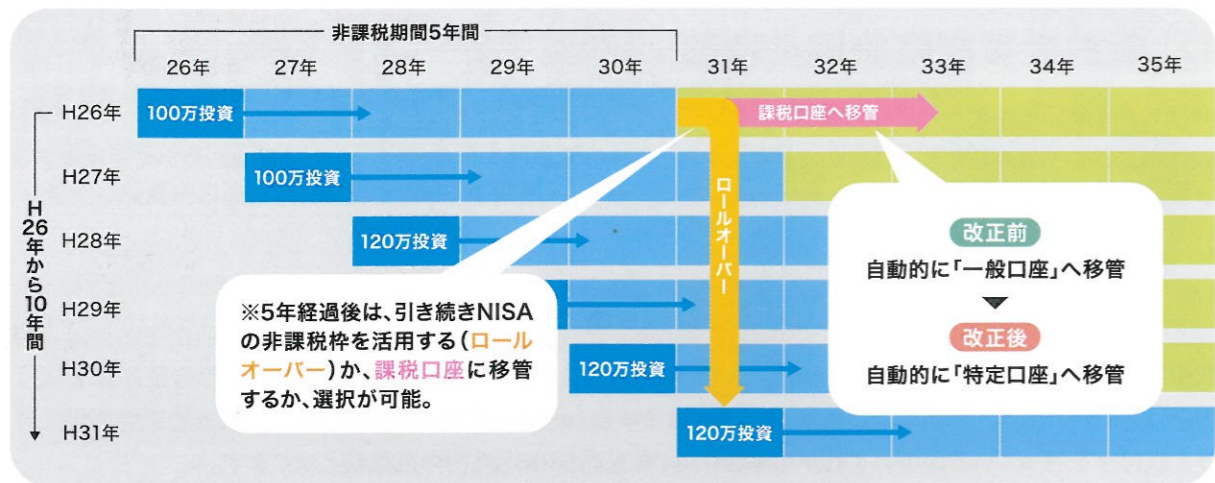
上記 2, 3, 4 の改正は平成32年分以後の所得税、平成33年度分の個人住民税に適用されます。

金融・証券税制

NISA(少額投資非課税制度:ニーサ)の手直し

NISAの稼働率の向上を図るため、手直しを行います。

- ① NISA口座を即日開設し、同日に買付けを可能とします。税務署での二重口座確認前に、NISA口座を開設できる簡易届出の仕組み創設し、開設まで約2週間かかっていたものを即日開設とします。税務署は事後的に二重口座の確認を行い、二重口座の場合、金融機関はNISA口座で買付商品を開設当初に溯及して一般口座へ移管します。
- ② 非課税期間が終了したNISA口座内で保有する商品を、同金融機関に特定口座が開設されている場合には、特段の手続を経ずに当該特定口座に移管します。(別途の届出で一般口座に移管することも可能。)



出典:金融庁資料

上記①の改正は、平成31年1月1日以後に非課税口座簡易開設届出書が提出される場合について適用されます。
上記②の改正については、ジュニアNISAにおいても同様となります。

土地・住宅税制

1. 農地法の改正を前提とした見直し

栽培施設のコンクリート敷地の扱いの見直し

「水耕栽培」などにより、コンクリートで覆われた床の上で作物を栽培する施設が増えている。コンクリート等で覆われた農作物の栽培施設の敷地の譲渡について、農地の譲渡と同様に一定の要件を満たす場合に譲渡所得の特例を適用する。

2. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例についての縮減と期限延長

買換え資産が建築後使用されたことのある家屋で耐火建築物以外のものである場合の要件に、その取得の日以前25年以内に建築されたものであること等を加えた上、その適用期限を2年延長します。

上記①②の改正は、平成30年1月1日以後に譲渡資産の譲渡をし、同年4月1日以後に買換え資産を取得する場合について適用されます。

その他

年末調整に係るIT化促進策が進みます。(平成32年10月1日以降の平成32年分年末調整より実施。)

- 各種証明書は原本提出ではなく電子署名(証明書)付の情報で可能
- 住宅ローン申告書をシステム上に登録することで足りる



ランドマーク便り

メディア掲載情報

新聞
書籍

【日本経済新聞】

12月23日(土)日本経済新聞の朝刊21面M&I「小規模宅地の特例」厳格に」においてランドマーク税理士法人のコメントが掲載されております。



【日本経済新聞】

1月13日(土)日本経済新聞の朝刊20面M&I「還付申告、こんな人も該当」においてランドマーク税理士法人のコメントが掲載されております。



忘年会を行いました!

2017年12月29日、ランドマーク税理士法人の社員が横浜ロイヤルパークホテルに集まり、忘年会を行いました。社内のコンテストの結果発表やサプライズゲストの芸人さんの登場で盛り上がり、一年の締めくりにふさわしい会となりました。



間違いやすい!

事業用建更の満期受取の取り扱い

今回は
国税OBの岡山が
お伝えします!



私は個人でアパート、駐車場などを所有しており、不動産賃貸業を営んでいます。賃貸しているアパートの修繕等に備えて建物更生共済(以下:建更)に入っていました。この度、その建更が満期になりました。この税務上の取り扱いを教えてください。

個人事業者の方が個人事業者契約の満期共済金を受け取った場合、その収入は満期支払日(満期日の翌日)の属する年の一時所得として扱われます。

A

解説

建更等に加入して満期を迎えると満期共済金がもらえます。個人事業者の方が個人事業者契約の満期共済金を受け取った場合、その収入は満期支払日(満期日の翌日)の属する年の「一時所得」となります。(「事業所得」や「不動産所得」の収入金額とはなりません。)建更の掛金は、「必要経費」への算入が認められている部分と「積立掛金」部分とに分かれており、事業用の建更が満期を迎えた場合には、満期共済金相当額から「積立掛金」を控除した金額がその事業年度の所得または損失になります。

1 一時所得の計算の仕方

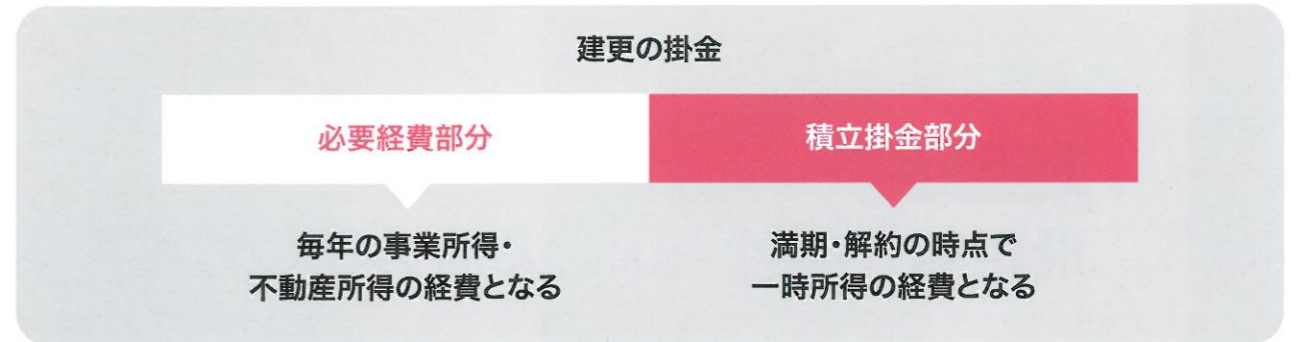
一時所得とは、一時金として受ける収入のうち、営利目的の継続的行為から生じたものや労務や役務の対価、資産の譲渡等による対価として受け取ったものではない、臨時・偶発的な性質の所得をいいます。一時所得の計算方法を算式で表すと下記ようになります。

$$\text{収入金額} - \text{収入を得るために支出した費用} - \text{特別控除}(\text{※最高50万円}) = \text{一時所得の金額}$$

こうして求めた一時所得の金額を1/2にし、他の所得と合算して総所得を求め、確定申告時に納める税金を計算します。(ただし、源泉分離課税されるものを除きます。)また、一時所得の計算上生じた損失は他の所得と損益通算して相殺することができません。

2 共済掛金の取り扱い

事業用建更の掛金については、火災や自然災害等が生じた場合の損害補償に充てられる掛捨て部分(必要経費として毎年の事業所得・不動産所得の経費となる部分)と建物の更新等に充てるための積立として満期共済金の支払いに充てられる部分(積立掛金部分として満期・解約の時点で一時所得の経費となる部分)とに分かれます。



一時所得の計算の際には、満期共済金相当額から「今までに支払った掛金の全て」を控除してはいけません。事業所得・不動産所得で必要経費として算入していた部分を二重に計上することになってしまいますので、そのようなことがないようにご注意ください。今回のご質問の場合には、受け取った満期共済金から「既に払い込んだ掛金のうち、積立掛金部分」を差し引き、さらに一時所得の特別控除50万円(※)を差し引いた金額が、一時所得の金額となります。

設例 満期共済金2,800,000円の支払いを受け、積立掛金に相当する部分の累計額が2,270,000円である場合(割戻金は掛金と相殺)

$$2,800,000\text{円} - 2,270,000\text{円} - 500,000\text{円}(\text{特別控除※}) = 30,000\text{円}(\text{一時所得})$$

一時所得は所得金額を1/2にし、他の所得金額と合算して税額を計算します。そのため、この設例の場合には30,000円×1/2=15,000円が課税の対象となり、確定申告の際にはこの15,000円に他の所得を合算して税金を求めます。

3 特殊なケース

① 1つの建物を、事業用部分と居住用部分とで兼用している場合

各用途の専用割合に応じて按分計算します。事業用部分にあたるものに関しては、上で述べたとおり処理します。また、居住用部分の満期共済金についても一時所得として取り扱いますが、居住用部分に対応する共済掛金に関しては、旧長期損害保険料控除または地震保険料控除にあてはまる場合は、所得税については最高50,000円、住民税については最高25,000円が所得から控除されます。

② 事業用建更を解約した場合

満期共済金を受け取った場合と同じ考え方で処理します。具体的には、その建更の解約返戻金相当額から資産計上している共済掛金積立相当額を控除した金額がその年の所得(損失)として取り扱われます。

※一時所得の特別控除の額は、「収入金額-その収入を得るために支出した費用」の残額が50万円未満の場合は、その残額となります。

営業職
必見!

営業職に
大いに役立つ!

100切り! ゴルフ予備校

ゴルフスクールでは教えてくれない100切りマニュアル

第66時限

飛距離正確性を上げる肘の使い方イメージ

下半身の再現性及び飛ばすための、以前にも紹介した左の壁練習法です。

両足を固定して練習することにより、自然と曲がらず飛距離の出る下半身の使い方がマスターできます。上半身の要は両肘の使い方です。肘の使い方は説明もイメージも難しいです。よく左肘のたたみが重要だと聞いたことがあると思いますが、実際のスイングを見るとトップ以降たたんでいる状況は見る事ができないと思います。

そこで左肘のたたみの前に、基本的な肘の使い方のイメージをレッスンしましょう。簡単に言うと、セットアップ状態からフィニッシュまで両肘は地面に向けるイメージです。肘を使う(故意に動かす)イメージは確かに飛びますが、練習量を必要とします。肘を地面に向けるために肘の動きを考えると、肘が地面を向いている状態が長くなり、安定した打球が出やすくなります。セットアップからトップにかけては、両肘を絞るようにしてバックスイングしていきます。このイメージを付け加えることによって、両肘が地面を向いたままトップまでもっていくことができます。トップで右肘を絞る必要はありませんが、右腕の肘回りの筋肉を絞ったイメージのまま上げることで、トップでの右肘の抜けを防止しやすくなります。トップからは右肘を絞りながら(右肘が外を向かない)、インパクトまで右肘地面向けをキープします。左肘は絞るというよりも左肘を右側に向けるイメージくらいの方が、左肘の地面向けをキープできます。また左肘が地面向けをキープすることによって、インパクト前後の左肘抜けを押さえやすくなることができます。インパクト以降も簡単に両肘を緩めず、地面向けのままフィニッシュまでクラブを動かしましょう。かなり窮屈かもしれませんが、おもいきり、クラブが振れない感じがするかもしれません。しかしヘッドスピード計測器でのヘッドスピードや、実際の打球は飛距離アップしていることでしょう。

そして、飛距離アップと同時に必要なのが正確性でしょう。正確性のアップは、俗にいうビジネスゾーン(簡単に言うとインパクト前後、クラブが右腰から左腰まで動くクラブ挙動です)付近の腕(肘)の使い方イメージです。このビジネスゾーンにおいて、両肘を下に向けたまま、地面と平行に動かすイメージを持ちます。



なるべく肩や胸を動かさず、両肘のみを右から左へスライドするイメージです。ぜひお試しください!

スコアアップ
あなたなら絶対出来ます

両肘を地面キープイメージで
飛距離及びスイングの再現性アップできます。



町田モダンゴルフ リアルレッスン

講師:大崎 聡(おおさき あきら)

ご相談お申込みは > 090-3105-7246

サイトではお役立ちレッスンをご紹介します。



ameblo.jp/hoshitakato/

100切りゴルフ予備校 検索

ゴルフのお悩み、私が解決します!

合理的な練習方法こそが、ダントツのスコアのコツです。